

「特定操縦技能審査実施細則」及び「特定操縦技能審査口述ガイダンス」の
一部改正について

平成29年10月
航空局安全部運航安全課

1. 改正の背景

平成29年7月18日、運輸安全委員会により、平成27年7月26日に東京都調布市で発生した小型航空機墜落事故に関する航空事故調査報告書の中で、自家用小型機の運航の安全性の向上を図る必要があるとして、国土交通大臣（航空局）に対して勧告が行われ、自家用小型機の操縦士に対しては、次の安全向上策を講じることとされた。

＜自家用小型機の操縦士に対する勧告＞

以下の理解促進及び指導強化を実施すること。

- ① 飛行前に性能上の最大重量を確認する重要性の理解促進
- ② 離陸中に性能低下が発生した時に再接地する等の対処方法の確認
について指導強化

同勧告を受け、安全向上策を検討した結果、上記2つの確認を特定操縦技能審査時に確実に実施することが、自家用小型機の操縦士の理解促進及び同操縦士への指導強化を図る上で有効と考えられることから、これに伴う所要の改正を行う。

2. 改正の概要

○「特定操縦技能審査実施細則」（平成24年国空航第800号）及び「特定操縦技能審査口述ガイダンス」（平成24年国空航第801号）に係る改正

「①飛行前に性能上の最大重量を確認する重要性の理解促進」への対応として、飛行機及び滑空機に係る実技審査の「飛行前作業」に関する審査の科目「重量・重心位置等」において、合否の判定基準等に「離陸重量、着陸重量が使用する予定の滑走路長での離着陸を安全に行える範囲内であることを確認できること」が含まれることを明確化する。

また、「②離陸中に性能低下が発生した時に再接地する等の対処方法の確認について指導強化」への対応として、飛行機、回転翼航空機及び滑空機（自力発航の用に供することができる動力滑空機に限る。）に係る実技審査において、離陸中止及び離陸直後における非常事態への対応について口述による審査を行うこととする。

3. スケジュール

公布：平成29年10月（予定）

施行：平成29年12月（予定）